

令和 8 年度

指定障害福祉サービス事業者等指導調書

No. 6 指定生活介護

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業者の名称		
事業所番号	4 6 1	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連 絡 先 等	電話	
	F A X	
	Eメール アドレス	
	H P アドレス	
指 導 監 査 課	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A4判、縦、両面（左右見開き）で印刷の上、提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

＜過去3年の出席状況＞

令和	年度・・・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度・・・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度・・・	(	出席	・	欠席	)

- 集団指導は、毎年開催し、支援サービス等の取扱い、給付費に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、伝達等を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

用語の定義（基準第2条）

（1）「常勤換算方法」

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）を利用する場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算上も1と扱うことを可能とする。

（2）「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（3）「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

（4）「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

基準第 50 条（療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 78 条（生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 156 条（自立訓練(機能訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 166 条（自立訓練（生活訓練）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 175 条（就労移行支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 186 条(第 199 条において準用される場合を含む。)(就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第 208 条（共同生活援助（指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 213 条の 4（共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び第 213 条の 14（共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	
II	主眼事項及び着眼点（指定生活介護）	
第 1	基本方針	1
第 2	人員に関する基準	
1	指定生活介護事業所の従業者の員数	1
第 3	設備に関する基準	
1	設備	9
第 4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	1 1
2	契約支給量の報告等	1 1
3	提供拒否の禁止	1 3
4	連絡調整に対する協力	1 3
5	サービス提供困難時の対応	1 3
6	受給資格の確認	1 3
7	介護給付費の支給の申請に係る援助	1 3
8	心身の状況等の把握	1 3
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	1 5
10	サービスの提供の記録	1 5
11	指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の 支払の範囲等	1 5
12	利用者負担額等の受領	1 7
13	利用者負担額に係る管理	1 9
14	介護給付費の額に係る通知等	1 9
15	指定生活介護の取扱方針	1 9
16	生活介護計画の作成等	2 1
17	サービス管理責任者の責務	2 3
18	相談及び援助	2 3
19	介護	2 3
20	生産活動	2 5
21	工賃の支払	2 7
21 の 2	職場への定着のための支援等の実施	2 7
22	食事	2 9
23	緊急時等の対応	2 9
24	健康管理	2 9
25	支給決定障害者に関する市への通知	2 9
26	管理者の責務	2 9
27	運営規程	3 1
28	勤務体制の確保等	3 1
29	業務継続計画の策定等	3 5
30	定員の遵守	3 7
31	非常災害対策	3 9
32	衛生管理等	3 9
33	協力医療機関	4 3
34	掲示	4 5
35	身体拘束等の禁止	4 5
36	秘密保持等	4 9
37	情報の提供等	4 9
38	利益供与等の禁止	4 9
39	苦情解決	5 1
40	事故発生時の対応	5 3
41	虐待の防止	5 3
42	会計の区分	5 5
43	地域との連携等	5 5
44	記録の整備	5 5
45	電磁的記録等	5 7

第5	共生型障害福祉サービスに関する基準	61
1	共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	
2	準用	
3	電磁的記録等	

第6	多機能型に関する特例	63
1	利用定員に関する特例	
2	従業者の員数等に関する特例	
3	設備の特例	
4	電磁的記録等	

第7	変更の届出等	65
----	--------	----

第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

1	生活介護サービス費	67
2	人員配置体制加算	75
3	福祉専門職員配置等加算	77
3の2	常勤看護職員等配置加算	79
4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	81
4の2	高次脳機能障害者支援体制加算	81
5	初期加算	83
6	訪問支援特別加算	83
7	欠席時対応加算	83
7の2	重度障害者支援加算	85
8	リハビリテーション加算	87
9	利用者負担上限額管理加算	89
10	食事提供体制加算	89
11	延長支援加算	89
12	送迎加算	91
13	障害福祉サービスの体験利用支援加算	93
13の2	就労移行支援体制加算	93
13の3	入浴支援加算	93
13の4	喀痰吸引等実施加算	93
13の5	栄養スクリーニング加算	93
13の6	栄養改善加算	95
13の7	緊急時受入加算	95
13の8	集中的支援加算	95
14	福祉・介護職員等処遇改善加算	95

(参考)

主な根拠法令等	97
---------	----

運営指導当日準備する必要書類

指定生活介護

1	勤務実績表（出勤簿）/タイムカード、勤務体制一覧表	有・無
2	従業員の雇用に関する書類（辞令又は雇用契約書、資格証、研修修了証、就業規則）	有・無
3	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
4	運営規程、契約書、重要事項説明書、利用料金等の説明文書	有・無
5	個人情報使用に係る同意書（利用者・家族）	有・無
6	受給者証（写）	有・無
7	契約内容報告書	有・無
8	訓練等給付費の額に係る通知	有・無
9	工賃支払いに関する書類 ※生産活動により利用者に賃金を支払う事業所のみ	有・無
10	非常災害対策の計画、避難訓練の実施記録、消防用設備等点検結果報告書	有・無
11	感染対策等の記録（感染症対策委員会の記録、指針、研修・訓練記録、レジオネラ属菌検査等の結果記録）	有・無
12	業務継続計画（感染症・災害）、研修及び訓練の記録	有・無
13	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
14	苦情・相談に関する記録（マニュアル、対応記録）	有・無
15	事故対策・対応関係書類（マニュアル、事故・ヒヤリハット記録、事故報告書など）	有・無
16	内部・外部研修の記録	有・無
17	「虐待防止」に向けた取り組みに関する書類（虐待防止委員会の記録、指針、責任者が分かる書類、研修記録）	有・無
18	「身体拘束廃止」に向けた取り組みに関する書類 ・検討委員会の記録、指針、研修、手続き（説明・同意）の記録 ・拘束の事例がある場合は、利用者の心身の状況や検討の記録変更届（控）	有・無
19	「一連のケアマネジメントプロセス」に関する書類 ・サービス等利用計画利用計画、アセスメントの記録、ケース会議の記録 ・アセスメント結果の記録、サービス提供（支援経過）の記録 ・連絡調整の記録	有・無
20	給付費明細書（報酬請求の算定要件に適合することを確認できる記録書類）	有・無
21	領収証（請求書）（控）	有・無

注1 運営指導対象期間は、前回の運営指導以降分となります。初回の運営指導は、指定日以降分です。その期間に対応した上記書類を準備してください。

なお、辞令（又は雇用契約書）及び資格証は、現在勤務されている方全員分について、当初の分からご用意をお願いします。

注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。

主眼事項及び着眼点（指定生活介護）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 1 基本方針	（１）利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。 （２）利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。 （３）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 （４）法第 36 条第 3 項第 1 号の申請者は、法人としているか。 （５）指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第 2 条の 4 に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
第 2 人員に関する基準		
1 指定生活介護事業所の従業者の員数	従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	
（１）医師	（１）医師の数は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	いる・いない
（２）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	① 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、イからハまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数となっているか。 イ 平均障害支援区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数以上 ロ 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数以上 ハ 平均障害支援区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数以上 ② 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1 以上となっているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。また、指定生活介護事業所において看護師等による利用者への健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができる。	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録	法第 43 条 平 24 条例 52 第 3 条第 1 項
	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録 ○研修計画、研修実施記録 ○虐待防止関係書類 ○体制の整備をしていることが分かる書類	平 24 条例 52 第 3 条第 2 項 平 24 条例 52 第 3 条第 3 項 平 24 条例 52 第 3 条第 4 項 平 24 条例 52 第 78 条 平 18 厚令 19 第 2 条の 4
	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	法第 43 条第 1 項 平 24 条例 52 第 79 条第 1 項第 1 号 平 18 障発第 1206001 号 第五の 1(1) 平 24 条例 52 第 79 条第 1 項第 2 号① 平 18 障発第 1206001 号 第五の 1(2)
	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード）	平 24 条例 52 第 79 条第 2 項第 2 号②

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。	いる・いない いる・いない
	③ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
	(経過措置)	
	(1) 当分の間、①の厚生労働大臣が定めるものに対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上となっているか。	いる・いない
	① 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア 障害支援区分4未満 利用者の数を6で除した数 イ 障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数 ウ 障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数	いる・いない
	② ①の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数	いる・いない
	(2) 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数となっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ サービス管理責任者 サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等を行う者であり、指定生活介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 なお、サービス管理責任者との職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。 指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。 なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 (例) 利用者の数が20人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 ○ 「前年度の平均値」とは 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日までをもって終わる年度とする。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げる。	○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(利用者名簿等)	平24条例52第79条第2項第3号 平18障発第1206001号 第五の1(4) 平24条例52第79条第7項 平24条例52第79条第2項 平18障発第1206001号 第二の2(5)①

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(5) 職務の専従	従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	いる・いない
(6) 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	いる・いない
(7) 従たる事業所を設置する場合の特例	主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 (経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が指定生活介護の事業を行う場合において、施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 指定生活介護事業所の管理者は、以下の場合であって、当該指定生活介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ア 当該指定生活介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定生活介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定生活介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合	○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） ○管理者の雇用形態が分かる書類 ○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	平 24 条例 52 第 79 条 第 5 項 平 24 条例 52 第 81 条 準用（第 51 条） 平 18 障発第 1206001 号 第四の 1(7) 参照 平 24 条例 52 第 80 条 平 18 厚令 171 附則第 23 条

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第3 設備に関する基準 1 設備	① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 (相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。) ② これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。)	いる・いない いる・いない
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	いる・いない いる・いない
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	いる・いない
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	いる・いない
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定生活介護を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用する。 ○ 指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならない。 例えば、指定生活介護事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要がある。	○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】 ○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】 ○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】 【目視】 【目視】 【目視】	法第 43 条第 2 項 平 24 条例 52 第 82 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号第五の 2(1) 平 24 条例 52 第 82 条第 3 項 平 24 条例 52 第 82 条第 4 項 平 24 条例 52 第 82 条第 2 項第 1 号ア、イ 平 18 障発第 1206001 号第五の 2(2) 平 24 条例 52 第 82 条第 2 項第 2 号 平 24 条例 52 第 82 条第 2 項第 3 号 平 24 条例 52 第 82 条第 2 項第 4 号

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 4 運営に関する基準	(1) 支給決定障害者がサービスの利用の申込みを行ったときは、その障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	いる・いない
1 内容及び手続きの説明及び同意	(2) 社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	いる・いない
2 契約支給量の報告等	(1) サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	いる・いない
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	いる・いない
	(3) サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しているか。	いる・いない
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から(3) に準じて取り扱っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。 なお、利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 また、利用者との間でサービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定生活介護の内容 ③ 当該指定生活介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定生活介護の提供開始年月日 ⑤ 指定生活介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 ○ 契約支給量等の受給者証への記載 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載すること。 ○ 契約支給量 受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。 ○ 市町村への報告 指定生活介護事業者は、（１）の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。	○重要事項説明書 ○利用契約書（利用者または家族の署名捺印） ○重要事項説明書 ○利用契約書（利用者または家族の署名捺印） ○その他利用者に交付した書面 ○受給者証の写し ○受給者証の写し ○契約内容報告書 ○契約内容報告書 ○受給者証の写し ○契約内容報告書	法第 43 条第 2 項 平 24 条例 52 第 94 条準用（第 9 条第 1 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)① 準用(第三の 3(1)) 平 24 条例 52 第 94 条準用（第 9 条第 2 項） 平 24 条例 52 第 94 条準用（第 10 条第 1 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)②ア 平 24 条例 52 第 94 条準用（第 10 条第 2 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)②イ 平 24 条例 52 第 94 条準用（第 10 条第 3 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)②ウ 平 24 条例 52 第 94 条準用（第 10 条第 4 項）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 提供拒否の禁止	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	いる・いない いる・いない
4 連絡調整に対する協力	サービスの利用について市又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない
5 サービス提供困難時の対応	事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	いる・いない
6 受給資格の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	いる・いない
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない いる・いない
8 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 提供を拒むことのできる正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難な場合 ③ 入院治療が必要な場合	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○受給者証の写し ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○アセスメント記録 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 11 条） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)① 準用(第三の 3(3) (②を除く)) 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 12 条） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 13 条） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 14 条） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 15 条第 1 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 15 条第 2 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 16 条）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない いる・いない
10 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない いる・いない
11 指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにし、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 利用者及び指定生活介護事業者が、その時点での指定生活介護の利用状況等を把握できるようにするため、当該指定生活介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。 ○ 利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。 ① 指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 17 条第 1 項）
	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 17 条第 2 項）
	○サービス提供の記録	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 19 条第 1 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)① 準用(第三の 3(9))
	○サービス提供の記録	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 19 条第 2 項）
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 20 条第 1 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)① 準用(第三の 3(10))
		平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 20 条第 2 項）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12 利用者負担額等の受領	(1) サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 (2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) (1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び配偶者の所得割の額を合算した額が 16 万円未満であるもの又は第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 創作的活動にかかる材料費 ③ 日用品費 ④ ①から③のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの (4) (1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、領収証を支給決定障害者に対し交付しているか。 (5) (3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲 ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 (例) 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるもの。 ② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 (例) 事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用等)について、「その他日常生活費」として徴収することは認められない。 ③ 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用(送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る)	○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 83 条 第 1 項
	○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 83 条 第 2 項
	○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 83 条 第 3 項
		平 24 条例 52 第 83 条 第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1 項第 2～4 号 平 18 障発第 1206002 号 厚労省障害保健福祉部 長通知
	○領収書	平 24 条例 52 第 83 条 第 5 項
	○重要事項説明書	平 24 条例 52 第 83 条 第 6 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 利用者負担額に係る管理	支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない いる・いない
14 介護給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。 (2) 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	いる・いない いる・いない
15 指定生活介護の取扱方針	(1) サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 (2) 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 「支援上必要な事項」とは、指定生活介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。 ○ 指定生活介護事業者は、自らその提供する指定生活介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 22 条）
	○通知の写し	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 23 条第 1 項）
	○サービス提供証明書の写し	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 23 条第 2 項）
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 58 条第 1 項）
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 58 条第 2 項） 平 18 障発第 1206001 号
	○適宜必要と認める資料	第五の 3(11)① 準用(第四の 3(5)①) 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 58 条第 3 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)① 準用(第四の 3(5)②)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
16 生活介護計画の作成等	(1) 管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない
	(2) サービス管理責任者は生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	いる・いない
	(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	いる・いない
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。	いる・いない
	この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。	いる・いない
	この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。	いる・いない
	(6) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者並びに当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、計画の原案の内容について意見を求めているか。	いる・いない
	(7) サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	いる・いない
	(8) サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。	いる・いない
	(9) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 生活介護計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載しているか。	○個別支援計画 ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 1 項） 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(11)① 準用（第四の 3(6)）
○ 生活介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されているか。	○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 2 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 3 項）
○ 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意思を踏まえたサービス提供体制の確保に努めているか。	○アセスメントを実施したことが分かる記録 ○面接記録 ○個別支援計画の原案 ○他サービスとの連携状況が分かる書類 ○サービス担当者会議の記録 ○個別支援計画（利用者または家族の署名） ○利用者に交付した記録 ○個別支援計画（利用者または家族の署名） ○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録	平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 4 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 5 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 6 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 7 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 8 項） 平 24 条例 52 第 94 条 準用（第 59 条第 9 項）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
16 生活介護計画の作成等	(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (11) 生活介護計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。	いる・いない いる・いない
17 サービス管理責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 (2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
18 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	いる・いない
19 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 (2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 (3) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (4) (1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
19 介護	(5) 常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。 (6) 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	いる・いない いる・いない
20 生産活動	(1) 生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。 また、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めているか。 (2) 生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 (3) 生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 (4) 生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 「常時１人以上の従業者を介護に従事させる」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、２以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合（複数の指定生活介護の単位を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。）は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならない。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○従業者名簿 ○雇用契約書 ○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等	平 24 条例 52 第 84 条第 5 項 平 24 条例 52 第 84 条第 6 項
○ 生産活動 生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。 ① 生産活動の内容 生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない。 ② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならない。 ③ 障害特性を踏まえた工夫 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たり、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない。 ④ 生産活動の安全管理 指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講じなければならない。	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 85 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(3)① 平 24 条例 52 第 85 条第 2 項 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(3)② 平 24 条例 52 第 85 条第 3 項 平 24 条例 52 第 85 条第 4 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
21 工賃の支払	生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	いる・いない
21 の 2 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進させるため、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 (2) 指定生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 工賃の支払 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。 なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号社援発0727第1号、老発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号社会・援護局長通知）を参照されたい。 ○ 職場への定着のための支援等の実施 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。 また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定生活介護事業者は就職後6月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。 当該生活介護事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。 なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。	○工賃支払記録 ○工賃支給規程 ○就労支援事業に関する会計書類（出納簿等） ○相談等の支援の継続をしていることが分かる書類 ○就労定着支援事業者との連絡調整をしたことが分かる書類	平 24 条例 52 第 86 条 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(4) 平 24 条例 52 第 86 条の 2 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(4) の 2 平 24 条例 52 第 86 条の 2 第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
22 食事	(1) あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (2) 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 (4) 食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
23 緊急時等の対応	従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
24 健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	いる・いない
25 支給決定障害者に 関する市への通知	指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。	いる・いない
26 管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。 ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。 イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ウ 適切な衛生管理がなされていること。 ○ 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならない。 ○ 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。 ○ 支給決定障害者に関する市町村への通知 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定生活介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○緊急時対応マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対応記録 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 87 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(5) 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 28 条 平 24 条例 52 第 88 条 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(6) 平 24 条例 52 第 89 条 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(7) 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 67 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(15) 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 67 条第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
28 勤務体制の確保等	（１）利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 （２）事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。 （ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。） （３）事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 利用定員 利用定員は、指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 ○ 通常の事業の実施地域 通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。 また、指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。 ○ 「虐待の防止のための措置事項」 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など オ 条例第 40 条の 2 第 1 項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること。	○ 運営規程	平 24 条例 52 第 90 条 平 18 障発第 1206001 号 第五の 3(8) 「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号当職通知）
○ 指定生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 ○ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認められる。 ○ 指定生活介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定生活介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	○従業者の勤務表 ○勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 ○研修計画、研修実施記録	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 69 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(17) 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 69 条第 2 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 69 条第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 勤務体制の確保等	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定生活介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。 ア 指定生活介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容 指定生活介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 指定生活介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 ○なお、パワーハラスメント防止のための指定生活介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、<u>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u> イ 指定生活介護事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、 (続く)	○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	平24条例52第94条 準用第69条第4項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 勤務体制の確保等		
29 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しているか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）、 ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 ○指定生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定生活介護の提供を受けられるよう、指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。 ○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第94条準用第33条の2に基づき指定生活介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ○感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条においてを参照されたい。 ○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	○業務継続計画（BCP） ・新型コロナウイルス ・自然災害 ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 ○業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類	平24条例52第94条準用第33条の2第1項 平24条例52第94条準用第33条の2第2項 平24条例52第94条準用第33条の2第3項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 業務継続計画の策定等		
30 定員の遵守	利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ○従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ○従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ○訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定生活介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ○感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ○訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ○ 利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。 （１）１日当たりの利用者の数 ア 利用定員 50 人以下の事業所の場合 １日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。イ及び（２）において同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。イ及び（２）において同じ。）に 150% を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員 51 人以上の事業所の場合 １日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125% を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。	○運営規程 ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 70 条 平 18 障発第 1206001 号第五の 3(11)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 定員の遵守		
31 非常災害対策	(１) 指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。 ※立地環境に応じて個別具体的に作成している非常災害対策計画を（該当事業所は避難確保計画も併せて）記入してください。【 】 (２) 指定生活介護事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しているか。 (３) 指定生活介護事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。 (４) 指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練（該当事業所は避難確保計画に基づく訓練も）を行っているか。 (５) 指定生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
32 衛生管理等	(１) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (２) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(2) 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 ○ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。 ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせる。 ○ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めているもの。 ○ (5) は、指定生活介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。 ○ (1) は、事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものである。 このほか、次の点に留意するものとする。 ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。	○非常火災時対応マニュアル（対応計画） ○運営規程 ○通報・連絡体制 ○消防用設備点検の記録 ○避難確保計画 ○避難訓練の記録 ○消防署への届出 ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 ○衛生管理に関する書類 ○委員会議事録 ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類	平24条例52第94条 準用第71条第1項 平18障発第1206001号第四の3(19) 平24条例52第94条 準用第71条第2項 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 平24条例52第94条 準用第71条第3項 平24条例52第94条 準用第71条第4項 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 平24条例52第94条 準用第71条第5項 平24条例52第91条第1項 平18障発第1206001号第五の3(9) 第四の3(20)参照 平24条例52第91条第2項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
32 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○(2)に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ➤ 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。 ➤ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➤ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> ➤ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、</u>感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ➤ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定生活介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、指定生活介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ➤ 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・ 日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➤ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・ 医療処置 ・ 行政への報告 等 （続く）		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
32 衛生管理等		
33 協力医療機関	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
➤ 発生時における指定生活介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 ➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u> ➤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 ➤ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➤ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定生活介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定生活介護事業所の実態に応じ行うこと。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 ➤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。</u> ➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ○ 協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましい。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 92 条 平 18 障発 第 1206001 号 第 五 の 3(10)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
34 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。	いる・いない いる・いない
35 身体拘束等の禁止	(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。 (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○（１）は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ○（２）項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定生活介護事業所内に備え付けることで基準第 92 条第 1 項の掲示に代えることができることを規定したものである。 ○（１）、（２）は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 ○（３）の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。 ○構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u> ○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ○身体拘束適正化検討委員会は、<u>少なくとも 1 年に 1 回は開催することが必要であるが</u>、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。	○事業所の掲示物 ○備え付け閲覧物 ○個別支援計画 ○身体拘束等に関する書類 ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） ○委員会議事録 ○身体拘束等の適正化のための指針 ○研修を実施したことが分かる書類	平 24 条例 52 第 92 条第 1 項 平 24 条例 52 第 92 条第 2 項 平 24 条例 52 第 93 条準用 第 35 条の 2 第 1 項 平 24 条例 52 第 93 条準用 第 35 条の 2 第 2 項 平 24 条例 52 第 93 条準用 第 35 条の 2 第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 身体拘束等の禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○指定生活介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 ○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 ○②の指定生活介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ○従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定生活介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 ○職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> また、研修の実施内容について記録することが必要である。 ○研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
36 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	いる・いない
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	いる・いない
	(3) 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	いる・いない
37 情報の提供等	(1) サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	いる・いない
	(2) 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	いる・いない
38 利益供与等の禁止	(1) 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	いる・いない
	(2) 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じているか。 ○ 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定生活介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。 なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	○従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） ○個人情報同意書 ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） ○事業者のＨＰ画面・パンフレット ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 36 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(24) 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 36 条第 2 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 36 条第 3 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 37 条第 1 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 37 条第 2 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 38 条第 1 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 38 条第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
39 苦情解決	(1) 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 苦情受け付け窓口及び苦情解決の手続きの利用者への周知はなされているか。 (3) (1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (4) 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは事業所のサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により市長が行う報告若しくは、事業所のサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力し、市長から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力し、市長から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 市から求めがあった場合には、(4) から (6) までの改善の内容を市に報告しているか。 (8) 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない 【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない 【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない 【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない いる・いない 【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(26)
○ 苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。	○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル ○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○市への報告書 ○運営適正委員会の調査又はあつせん協力したことが分かる書類	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 2 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 3 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 4 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 5 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 6 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 7 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 39 条第 8 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
40 事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※ 損害賠償保険への加入 (有 ・ 無) ※ 損害賠償保険を使った賠償の事例 (有 ・ 無)	いる・いない いる・いない いる・いない
41 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図っているか。 ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。)	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定生活介護事業者が定めておくことが望ましい。 ○ 指定生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 ○ 指定生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	○事故対応マニュアル ○市、家族等への報告記録 ○事故の対応記録 ○ヒヤリハットの記録 ○再発防止の検討記録 ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 40 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(27) 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 40 条第 2 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 40 条第 3 項 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
○虐待防止委員会の役割は、以下の 3 つ。 ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ○委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。 ○委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。 ○委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。 ○委員会は少なくとも 1 年に 1 回は開催することが必要である。 ○虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。	○委員会議事録 ○研修を実施したことが分かる書類 ○担当者を配置していることが分かる書類	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 40 条の 2
(続く)		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
41 虐待の防止		
42 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
43 地域との連携等	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	いる・いない
44 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。 ① 生活介護計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 指定生活介護事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ○研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 ○職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。 ○ <u>第３号の虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。</u>	○収支予算書・決算書等の会計書類 ○適宜必要と認める資料 ○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類 ○左記①から⑥までの書類	平 24 条例 52 第 94 条 準用第 41 条 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 75 条 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 76 条第 1 項 平 24 条例 52 第 94 条 準用第 76 条第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
45 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従事者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。	いる・いない
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）によることができるか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(1) 電磁的記録について 条例第 203 条第 1 項は、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。令和 3 年 7 月 1 日施行。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、条例第 203 条第 1 項において電磁的記録により行うことができる」とされているものは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。	○ 電磁的記録簿冊	平 24 条例 52 第 203 条第 1 項
(2) 電磁的方法について 条例第 203 条第 2 項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。令和 3 年 7 月 1 日施行。 ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。 ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、条例第 9 条第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 a 電子情報処理組織を使用する方法のうち (a) 又は (b) に掲げるものの (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第 94 条準用第 9 条第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	○ 適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 203 条第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
45 電磁的記録等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第 9 条第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することになる文書を作成することができるものでなければならない。 ウ ア a の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 エ 事業者等は、アの規定により条例第 94 条準用第 9 条第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 a アの a 及び b に規定する方法のうち事業者等が使用するもの b ファイルへの記録の方式 オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、条例第 9 条第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りではない。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。こと。 ③ 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。こと。 ④ その他、条例第 203 条第 2 項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、条例又は解釈通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 5 共生型障害福祉サービスに関する基準 1 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 2 準用 3 電磁的記録等	共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）に関して次の基準を満たしているか。 （１）指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるか。 （２）指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるか。 （３）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 （第 1 の（５）、第 2 の（７）及び第 4 を準用） （第 4 の 45 と同じ）	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○平面図 【目視】 ○利用者数が分かる書類 ○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） ○適宜必要と認める資料 ○同準用項目と同一文書	平 24 条例 52 第 94 条の 3 平 24 条例 52 第 94 条の 5 平 24 条例 52 第 203 条

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 6 多機能型に関する特例		
1 利用定員に関する特例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所 6 人以上 ② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6 人以上 ③ 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10 人以上	該当・非該当
2 従業者の員数等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の (2) の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 多機能型事業所（多機能型指定児童発達支援事業所等を除く。以下この項目について同じ。）は、第 2 の 1 の (3) にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上 ② 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	該当・非該当 該当・非該当
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	該当・非該当
4 電磁的記録等	(第 4 の 45 と同じ)	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○運営規程 ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	平 24 条例 54 第 88 条第 1 項
○ 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要がある。 なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が 19 人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	平 24 条例 52 第 201 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第十六の 2 (3) 平 24 条例 52 第 201 条第 2 項
○ 多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではない。	○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】	平 24 条例 52 第 202 条 平 18 障発第 1206001 号 第十六の 3 平 24 条例 52 第 203 条

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 7 変更の届出等	(1) 事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	いる・いない
	(2) 当該指定生活介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	法第46条第1項 施行規則第34条の23
	○適宜必要と認める資料	法第46条第2項 施行規則第34条の23

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 8 介護給付費 又は訓練等給付費の算定及び取扱い	注 1 イ及びハの生活介護サービス費については、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 77 条に規定する 指定生活介護 、指定障害者支援施設が行う 生活介護に係る指定障害福祉サービス 、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する 特定基準該当生活介護 を行った場合に、利用定員、所要時間及び障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等（注 1 の 2 に規定する共生型生活介護を除く。）の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。 (1) 施設入所者のうち、区分 4（50 歳以上の者にあっては、区分 3）以上に該当するもの (2) 施設入所者以外の者のうち、区分 3（50 歳以上の者にあっては、区分 2）以上に該当するもの (3) 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号第二号）のうち、施設入所者であって、区分 3（50 歳以上のものであって区分 2）以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までいずれにも該当していないもの (4) 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号第三号）のうち、施設入所者以外の者であって、区分 2（50 歳以上の者にあっては、区分 1）以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの (5) 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号第四号）であって、区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの 注 1 の 2 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画に位置付けられた内容の標準的な時間に応じて、所定単位数を算定しているか。 注 1 の 3 イの利用定員 10 人以下については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第 65 条に規定する放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。 注 1 の 4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、8 時間以上 9 時間未満の算定はしていないか。 注 1 の 5 ロの(1)の共生型生活介護サービス費（Ⅰ）については、指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。（ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の 100 分の 965 に相当する単位数） 注 1 の 6 ロの(2)の共生型生活介護サービス費（Ⅱ）については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。（ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の 100 分の 965 に相当する単位数）	いる・いない 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当

チェックポイント

根拠法令

別表「介護給付費等単位数表」第6

イ 生活介護サービス費

利用定員	利用定員5人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	669単位	836単位	1,003単位	1,170単位	1,628単位	1,672単位	1,733単位	
区分5	500単位	625単位	750単位	875単位	1,218単位	1,250単位	1,312単位	
区分4	347単位	434単位	520単位	607単位	845単位	866単位	927単位	
区分3	310単位	387単位	465単位	543単位	755単位	775単位	837単位	
区分2以下	283単位	353単位	423単位	495単位	689単位	706単位	767単位	

利用定員	利用定員6人以上10人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	649単位	812単位	974単位	1,136単位	1,580単位	1,622単位	1,684単位	
区分5	485単位	607単位	727単位	849単位	1,182単位	1,213単位	1,274単位	
区分4	336単位	420単位	504単位	588単位	819単位	840単位	901単位	
区分3	301単位	376単位	452単位	526単位	733単位	752単位	814単位	
区分2以下	274単位	343単位	411単位	480単位	668単位	685単位	746単位	

利用定員	利用定員11人以上20人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	517単位	646単位	774単位	904単位	1,258単位	1,291単位	1,353単位	
区分5	386単位	483単位	578単位	676単位	941単位	966単位	1,027単位	
区分4	268単位	335単位	401単位	469単位	652単位	669単位	730単位	
区分3	239単位	300単位	358単位	419単位	583単位	598単位	660単位	
区分2以下	218単位	273単位	327単位	381単位	532単位	545単位	607単位	

利用定員	利用定員21人以上30人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	449単位	575単位	690単位	805単位	1,120単位	1,150単位	1,211単位	
区分5	333単位	427単位	512単位	597単位	833単位	854単位	915単位	
区分4	228単位	293単位	351単位	409単位	570単位	584単位	646単位	
区分3	204単位	262単位	313単位	366単位	510単位	523単位	584単位	
区分2以下	185単位	236単位	284単位	332単位	463単位	475単位	536単位	

利用定員	利用定員31人以上40人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	447単位	558単位	670単位	782単位	1,087単位	1,116単位	1,178単位	
区分5	331単位	414単位	497単位	579単位	808単位	829単位	890単位	
区分4	226単位	284単位	340単位	396単位	553単位	567単位	629単位	
区分3	203単位	253単位	305単位	355単位	495単位	507単位	568単位	
区分2以下	184単位	229単位	277単位	322単位	450単位	461単位	522単位	

利用定員	利用定員41人以上50人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	445単位	555単位	666単位	778単位	1,082単位	1,110単位	1,172単位	
区分5	328単位	410単位	493単位	574単位	800単位	821単位	882単位	
区分4	224単位	281単位	337単位	393単位	547単位	561単位	623単位	
区分3	198単位	247単位	297単位	346単位	483単位	495単位	556単位	
区分2以下	181単位	226単位	271単位	316単位	441単位	452単位	513単位	

利用定員	利用定員51人以上60人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	431単位	539単位	647単位	754単位	1,049単位	1,078単位	1,140単位	
区分5	319単位	398単位	477単位	557単位	775単位	797単位	858単位	
区分4	221単位	276単位	330単位	384単位	533単位	547単位	609単位	
区分3	197単位	245単位	294単位	343単位	475単位	488単位	549単位	
区分2以下	178単位	222単位	266単位	310単位	429単位	442単位	503単位	

利用定員	利用定員61人以上70人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	421単位	527単位	633単位	738単位	1,026単位	1,054単位	1,115単位	
区分5	314単位	393単位	472単位	550単位	764単位	786単位	847単位	
区分4	219単位	274単位	327単位	381単位	530単位	544単位	605単位	
区分3	195単位	243単位	291単位	339単位	471単位	484単位	545単位	
区分2以下	176単位	220単位	264単位	307単位	426単位	438単位	499単位	

利用定員	利用定員71人以上80人以下							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	413単位	515単位	618単位	720単位	1,000単位	1,027単位	1,088単位	
区分5	309単位	384単位	461単位	538単位	745単位	766単位	828単位	
区分4	214単位	267単位	319単位	372単位	516単位	529単位	590単位	
区分3	191単位	237単位	285単位	331単位	459単位	471単位	532単位	
区分2以下	173単位	215単位	257単位	300単位	415単位	425単位	487単位	

利用定員	利用定員81人以上							
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分6	408単位	510単位	611単位	713単位	991単位	1,017単位	1,078単位	
区分5	306単位	381単位	456単位	532単位	739単位	759単位	821単位	
区分4	211単位	264単位	315単位	367単位	510単位	523単位	584単位	
区分3	189単位	235単位	283単位	329単位	457単位	470単位	531単位	
区分2以下	171単位	212単位	254単位	297単位	411単位	423単位	485単位	

ロ 共生型生活介護サービス費

- (1) 共生型生活介護サービス費（Ⅰ）697 単位
- (2) 共生型生活介護サービス費（Ⅱ）859 単位

ハ 基準該当生活介護サービス費

- (1) 基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）697 単位
- (2) 基準該当生活介護サービス費（Ⅱ）859 単位

平 18 厚告
523
別表第 6 の 1
の注 1

平 18 厚告
556 の二～五

平 18 厚告
523
別表第 6 の 1
の注 1 の 2

平 18 厚告
523
別表第 6 の 1
の注 1 の 3

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
【減算が行われる場合】 定員超過	注 4 イに掲げる生活介護サービス費及びロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(1)、(2)又は(4)に該当する場合に、ハについては(4)に該当する場合に、それぞれ(1)から(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (1) 利用者の数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第二号のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 ➤ 所定単位数に乗じる割合：100 分の 70	いる・いない 該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。	平 18 厚告 556 第五 平 18 厚告 551 二の イ
○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について <u>（一） 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</u> （当該 1 日について利用者全員につき減算） ア 利用定員 50 人以下の場合 1 日当たりの利用者の数※が、利用定員に 150% を乗じて得た数を超える場合 （※複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下同じ） イ 利用定員 51 人以上の場合 1 日当たりの利用者の数※が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125% を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合 <u>（二） 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</u> （当該 1 月間について利用者全員につき減算） ・過去 3 月間の利用者の数の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数を超える場合 ・ただし、定員※※11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合 （※※多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計） <u>（三） 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</u> 多機能型事業所等における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、（一）及び（二）と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算定	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 （1） 平 18 厚告 550 の第 二号のイ

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
【減算が行われる場合】 人員欠如	(2) 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第二号の口の表の上欄に掲げる基準に該当する場合 <u>・看護職員、理学療法士若しくは作業療法士及び言語聴覚士、生活支援員</u> ➢指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1 割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1 割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 70%を算定する。 ➢減算が適用された月から 3 月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された 3 月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 50%を算定する。 <u>・サービス管理責任者</u> ➢指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 70%を算定する。 ➢減算が適用された月から 5 月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された 5 月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 50%を算定する。	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当
個別支援計画未作成減算	(3) 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ➢作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 ➢作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	該当・非該当
平均利用時間が 5 時間未満の利用者等の割合による減算 (短時間利用減算)	(4) 前 3 月における共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前 3 月において当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が 5 時間未満の利用者の占める割合 ➢100 分の 50 以上である場合 100 分の 70	該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 (1) 平 18 厚告 550 の第 二号のロ
○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 (2)
○利用時間が 5 時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の 100 分の 50 以上に該当する場合の所定単位数の算定について ➤利用時間が 5 時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。 ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により 5 時間未満の利用となった利用者を除く。 ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 (3)

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
開所時間減算	注 5 ロ共生型生活介護サービス費、ハ基準該当生活介護サービス費については、運営規程に定める営業時間が「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」（平成 18 年厚生労働省告示第 550 号の第二号のハ）に該当する場合には、所定単位数に同基準の割合を乗じて得た数を算定しているか。 ➢指定障害福祉サービス基準第 89 条第 3 項(指定障害福祉サービス基準第 93 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている営業時間が 4 時間以上 6 時間未満であること。 100 分の 70 ➢営業時間が 4 時間未満であること。 100 分の 50	該当・非該当
定員 81 人以上の事業所の場合の減算	注 6 一体的な運営が行われている利用定員が 81 人以上の指定生活介護事業所、共生型生活介護サービス費、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、共生型生活介護又は特定基準該当生活介護（以下、「指定生活介護等」という。）を行った場合には、所定単位数の 1000 分の 991 に相当する単位数を算定しているか。	該当・非該当
医師未配置減算	注 7 生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1 日につき 12 単位を減算しているか。	該当・非該当
情報公表未報告減算	注 8 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5（指定障害者支援施設にあっては、100 分の 10）に相当する単位数を減算しているか。	該当・非該当
業務継続計画未策定減算	注 9 指定障害福祉サービス基準第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 を、指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は 100 分の 3 に相当する単位数を減算しているか。【ただし、下記①②を策定している場合は、令和 7 年 3 月 31 日までは経過措置として減算を適用しない】 ①感染症の予防及びまん延防止のための指針 ②非常災害に関する具体的計画	該当・非該当
身体拘束廃止未実施減算	注 10 指定障害福祉サービス基準第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 を、指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は 100 分の 10 に相当する単位数を減算しているか。	該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
○営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 ア ここという「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。 ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 ※「利用時間が5時間未満の利用者等の割合が事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合（短時間利用減算）」と「営業時間が6時間未満に該当する場合（開所時間減算）」双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 6 平 18 厚告 550 の第二号のハ
○定員 81 人以上の事業所の場合の生活介護サービス費について 注 7 中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81 人以上のものに限られるものであること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 7
○医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位数を減算するものであること。	
○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また、施行規則において、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 8
○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては、所定単位数を減算する。<u>ただし、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」、「非常災害に関する具体的計画」が策定されている場合は、令和 7 年 3 月 31 日までは減算を適用しない。</u> ・以下の基準に適用していない場合、（令和 7 年 4 月 1 日から）所定単位数を減算する。 ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練、必要に応じた計画の変更）を講ずること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 9
○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について ➤当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。 ➤具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員についての所定単位数から減算する。 ➤なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 10

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
虐待防止措置未実施減算	注 11 指定障害福祉サービス基準第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか	該当・非該当
サービス管理責任者配置等加算 (共生型生活介護)	注 1 2 共生型生活介護サービス費については、次の(1)及び(2)のいずれも満たすものとして市長に届け出た共生型生活介護事業所について、1 日につき 58 単位を加算しているか。 (1) サービス管理責任者を 1 名以上配置しているか。 (2) 地域に貢献する活動を行っているか。	いる・いない いる・いない
その他	注 1 3 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	いる・いない
2 人員配置体制加算	注 1 イの人員配置体制加算(Ⅰ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算しているか。 注 2 ロの人員配置体制加算(Ⅱ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、イを算定している場合は算定しない。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令																								
○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。 ○共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について サービス管理責任者を１名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に算定できることとする。 なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 11 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の 注 8 の 3 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 9																								
2 人員配置体制加算 <u>イ 人員配置体制加算(Ⅰ)</u> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>321 単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>263 単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>245 単位</td></tr> </table> <u>ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)</u> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>265 単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>212 単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>197 単位</td></tr> </table> <u>ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)</u> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>181 単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>136 単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>125 単位</td></tr> </table> <u>ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)</u> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>51 単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>38 単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>33 単位</td></tr> </table>	(1) 利用定員が 20 人以下	321 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	263 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	245 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 1
(1) 利用定員が 20 人以下	321 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	263 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	245 単位																								
(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位																								
(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位																								
(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位																								
○人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、次のイからニごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。 イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 - 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。 (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 - 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれらに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。 - 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。																									

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 人員配置体制加算	注3 ハの人員配置体制加算(Ⅲ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。 注4 ニの人員配置体制加算(Ⅳ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、この場合において、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。	いる・いない いる・いない
3 福祉専門職員配置等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号、第93条の3第1号若しくは第93条の4第1号の規定により置くべき従業者(「共生型生活介護従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれらに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれらに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の2以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。 ※「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 3
二 人員配置体制加算(Ⅳ) (i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 (ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注 4
3 福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 15 単位 ロ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) 10 単位 ハ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) 6 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の注 1
○福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(注2及び注3において同じ。)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 福祉専門職員配置等加算	注2 ロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 注3 ハの福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない いる・いない
3の2 常勤看護職員等配置加算	注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令																				
○福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 ○福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。 ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 ※なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所（旧法施設を含む。）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ※また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。 ○多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。 なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。 ○常勤看護職員等配置加算 <table border="0"> <tbody> <tr> <td>(1) 利用定員が5人以下</td><td>32単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が6人以上10人以下</td><td>30単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が11人以上20人以下</td><td>28単位</td></tr> <tr> <td>(4) 利用定員が21人以上30人以下</td><td>24単位</td></tr> <tr> <td>(5) 利用定員が31人以上40人以下</td><td>19単位</td></tr> <tr> <td>(1) 利用定員が41人以上50人以下</td><td>15単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が51人以上60人以下</td><td>11単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が61人以上70人以下</td><td>10単位</td></tr> <tr> <td>(4) 利用定員が71人以上80人以下</td><td>8単位</td></tr> <tr> <td>(5) 利用定員が81人以上</td><td>6単位</td></tr> </tbody> </table>	(1) 利用定員が5人以下	32単位	(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位	(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位	(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位	(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位	(1) 利用定員が41人以上50人以下	15単位	(2) 利用定員が51人以上60人以下	11単位	(3) 利用定員が61人以上70人以下	10単位	(4) 利用定員が71人以上80人以下	8単位	(5) 利用定員が81人以上	6単位	平18厚告523 別表第6の3の注2 平18厚告523 別表第6の3の注3 平18厚告523 別表第6の3の2の注
(1) 利用定員が5人以下	32単位																				
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位																				
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位																				
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位																				
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位																				
(1) 利用定員が41人以上50人以下	15単位																				
(2) 利用定員が51人以上60人以下	11単位																				
(3) 利用定員が61人以上70人以下	10単位																				
(4) 利用定員が71人以上80人以下	8単位																				
(5) 利用定員が81人以上	6単位																				

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 注 1 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1の【人員に関する基準】に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 注 2 視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定生活介護の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
4の2 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 51 単位 □ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 41 単位 ○注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア 視覚障害者・・・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 イ 聴覚障害者・・・身体障害者手帳の障害の程度が 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 ウ 言語機能障害者・・・身体障害者手帳の障害の程度が 3 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者 ○多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業員の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 ○「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 ア 視覚障害者・・・点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ 聴覚障害又は言語機能障害・・・手話通訳等を行うことができる者 ○ 高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位 ➢厚生労働大臣が定める基準 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。 ➢施設基準 (1) 法第 78 条第 3 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害者支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 50 で除して得た数以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注 4 平 18 厚告 523 別表第 6 の 4 の 注 1, 2

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 初期加算	注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 訪問支援特別加算	注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第 2 の 1 の【人員に関する基準】に定める指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「生活介護従事者」という。）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 欠席時対応加算	注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
7 の 2 重度障害者支援加算	注 1 イの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要な生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限り)として市長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 2 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号・第2号の木)に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	いる・いない
	注 4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。	いる・いない
	注 5 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	いる・いない
	注 6 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。	いる・いない
	注 7 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	いる・いない
	注 8 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。	いる・いない
	注 9 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	いる・いない
	※注 10 イからハまでについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。	

チェックポイント	根拠法令
○ イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50 単位 ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 360 単位 ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) 180 単位 ○重度障害者支援加算(Ⅰ) ➢報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。 ○重度障害者支援加算(Ⅱ) ➢強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている 旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。 ➢さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下「基礎研修修了者」という。)を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。 ➢体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。 ➢個別の支援の評価については、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。 ○重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。 ○重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに200単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。 ○指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は、重度障害者支援加算は算定できないものであること。	平18厚告523 別表第6の7の2の注1 平18厚告523 別表第6の7の2の注2 平18厚告523 別表第6の7の2の注3 別表第6の7の2の留意事項通知 平18厚告523 別表第6の7の2の注5 平18厚告523 別表第6の7の2の注10

チェックポイント	根拠法令
○ リハビリテーション加算 イ リハビリテーション加算(Ⅰ) 48 単位 ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) 20 単位 ○リハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。 (二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。 (三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。 なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行って<u>リハビリテーション実施計画原案</u>を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、<u>利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u> なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。 イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね6月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、<u>リハビリテーション実施計画を作成すること。</u> なお、この場合にあつては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあつても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。 また、<u>作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u>また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。 ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。 エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。 (続く)	平 18 厚告 523 別表第 6 の 8 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 6 の 8 の 注 2

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
8 リハビリテーション加算		
9 利用者負担上限額管理加算	注 指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
10 食事提供体制加算	注 低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認しているか。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又は BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね 6 月に 1 回記録していること。 ※ BMI = 体重（kg）／身長（m）× 2 乗	いる・いない いる・いない いる・いない
11 延長支援加算	注 「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上であるとき、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令								
オ サービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。 ○ 利用者負担上限額管理加算 150 単位 ○注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を实际に超えているか否かは算定の条件としない。 ○ 食事提供体制加算 30 単位 ○食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。 ➢施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックスーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。 この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。 また、下記の（１）～（３）の要件に適合していること。 （１）当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認しているか。 （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。 （３）利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね６月に１回記録していること。 ※BMI＝体重（kg）／身長（m）×2 乗 なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。 ○ 延長支援加算 <table border="0"> <tr> <td>（１）9 時間以上 10 時間未満の場合</td> <td>100 単位</td> </tr> <tr> <td>（２）10 時間以上 11 時間未満の場合</td> <td>200 単位</td> </tr> <tr> <td>（３）11 時間以上 12 時間未満の場合</td> <td>300 単位</td> </tr> <tr> <td>（４）12 時間以上</td> <td>400 単位</td> </tr> </table> ○「厚生労働大臣が定める施設基準」 ➢指定障害福祉サービス等基準の規定より置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１人以上配置していること。	（１）9 時間以上 10 時間未満の場合	100 単位	（２）10 時間以上 11 時間未満の場合	200 単位	（３）11 時間以上 12 時間未満の場合	300 単位	（４）12 時間以上	400 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 9 の 注 平 18 厚告 523 別表第 6 の 10 の注 平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の第二号のチ
（１）9 時間以上 10 時間未満の場合	100 単位								
（２）10 時間以上 11 時間未満の場合	200 単位								
（３）11 時間以上 12 時間未満の場合	300 単位								
（４）12 時間以上	400 単位								

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12 送迎加算	注1 「厚生労働大臣が定める送迎」（平成24年厚生労働省告示第268・第1号）を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 「厚生労働大臣が定める送迎」（平成24年厚生労働省告示第268・第1号）を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。	いる・いない
	注3 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第1号・ハ）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 送迎加算 イ 送迎加算(Ⅰ) 21 単位 ロ 送迎加算(Ⅱ) 10 単位 ○厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268・第 1 号） <u>送迎加算（Ⅰ）</u> ➢次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。 (2) 原則として、当該月において、1 回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用していること。 (3) 原則として、当該月において、週 3 回以上の送迎を実施していること。 <u>送迎加算（Ⅱ）</u> ➢送迎加算（Ⅰ）の(1)の基準に適合し、かつ、(2)または(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ○送迎加算の取扱いについて ○多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。 ○居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。 ○指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。 ○送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。 ○「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であつて、第 543 号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。 ○厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268・第 1 号・ハ） ➢指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等と利用者の送迎を行った場合であること。 ○同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、送迎加算注 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 ○当該指定生活介護事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者は算定しないこと。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268・第一号 平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 3

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注1 イの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及びロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注2 イの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 注3 ロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551・第2号・チ)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
13 の 2 就労移行支援体制加算	注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援の一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定生活介護事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定生活介護事業所等の定員数を上限とする)を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない
13 の 3 入浴支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13 の 4 喀痰吸引等実施加算	注 指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13 の 5 栄養スクリーニング加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○障害福祉サービスの体験利用支援加算 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位 ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位 ○「体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合」とは、以下に掲げるものとする。 (ⅰ) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 (ⅱ) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 (ⅲ) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 ○なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、注 1 の(2)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 ○厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551・第 2 号・チ） >運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援拠点等（障害福祉サービス 等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第 2 の 3 の規定する「地域生活支援拠点等」をいう。）であることを定めていること。 ○障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。 ○ 就労移行支援体制加算 イ 利用定員が 20 人以下 42 単位 ロ 利用定員が 21 人以上 30 人以下 20 単位 ハ 利用定員が 31 人以上 40 人以下 18 単位 ニ 利用定員が 41 人以上 50 人以下 14 単位 ホ 利用定員が 51 人以上 60 人以下 10 単位 ヘ 利用定員が 61 人以上 70 人以下 8 単位 ト 利用定員が 71 人以上 80 人以下 7 単位 チ 利用定員が 81 人以上 6 単位 ○就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援 A 型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。 ○注中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、令和 4 年 10 月 1 日に就職した者は、令和 5 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。 ○ 入浴支援加算 80 単位 ○ 喀痰吸引等実施加算 30 単位 ○ 栄養スクリーニング加算 5 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 4 （就労移行支援体制加算） 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 2 の注 （入浴支援加算） 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 3 の注 （喀痰吸引等実施加算） 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 4 の注 （栄養スクリーニング加算） 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 5 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 の 6 栄養改善加算	注 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的とした個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができる。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
13 の 7 緊急時受入加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者は除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13 の 8 集中的支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
14 福祉・介護職員等処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

(参考) 主な根拠法令等

区分	略 号	法 令 等 名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日，法律第 123 号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年 1 月 25 日，政令第 10 号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日，厚生労働省令第 19 号）
	平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省令第 171 号）
告示	平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 523 号）
	平 18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 539 号）
	平 18 厚告 543	厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 543 号）
	平 18 厚告 544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 544 号）
	平 18 厚告 545	食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 545 号）
	平 18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 550 号）
	平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 551 号）
	平 18 厚告 553	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準第 171 条並びに第 184 条において準用する同令第 22 条及び第 144 条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 553 号）
	平 24 厚告 268	厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年 3 月 3 日，厚生労働省告示第 268 号）
通知等	平 18 障発第 1206001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日，障発第 1206001 号）
	平 18 障発第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 1 月 31 日，障発第 1031001 号）
	平 17 障発第 1020001 号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成 17 年 10 月 20 日，障発第 1020001 号）
		福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成 14 年 3 月 28 日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
条例	市条例第 52 号	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 25 日，条例第 52 号）